

第 11 章

金融部門の市場経済化と対外開放

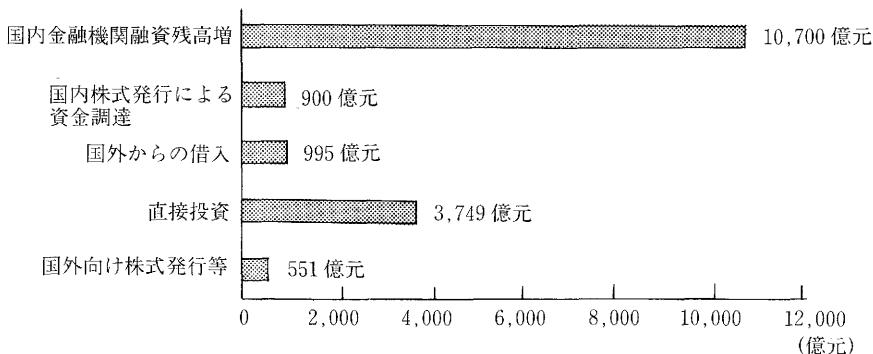
はじめに

中国の対外開放政策のなかで、金融部門は重要な位置を占めてきた。改革・開放政策初期の 1981 年の南洋商業銀行深圳支店の開設と、翌 82 年の中國國際信託投資公司 (CITIC) によるサムライ債 100 億円の発行は、事実上金融部門の対外開放の嚆矢となった。この二つのできごとが象徴するよう に、これ以後中国の金融部門の対外開放は、国内金融市場への外資系金融機関の進出と、国内企業・国内金融機関による海外資金の取込みという二つの方面で進められてきた。

本章では金融部門の対外開放のなかでも外資系銀行の中国進出に対象を絞って論じる。図 1 に示すように、国内主体の資金調達の形態としては国内金融機関による融資が圧倒的な比重を占めており、融資の主要な主体である国有銀行の市場経済化は、事実上金融改革の最大の焦点である。外資系銀行の中国進出は国有銀行の市場経済化に無視できない影響を与えるという意味で重要だが、これまで十分な分析がなされてこなかった。

本章では国有銀行の市場経済化を中心に、国内銀行部門の改革の過程と成果、直面する制約を分析する（第 1 節、第 2 節）。さらに、銀行部門の対外開放の進捗状況を紹介し、国内銀行改革への影響を論じる（第 3 節）⁽¹⁾。

図1 1997年の資金調達の概要



(注) (1)国内の非政府主体の資金調達としてはこの他社債発行があるが、少額のため省略した。

(2)「国外からの借入」は公的借入を含む。「国外向け株式発行等」は国外向け株式発行（B 株を含む）の他に、国際リース取引、補償貿易などの形態の外資利用を含んでいる。

(3)「国外からの借入」、「直接投資」、「国外向け株式発行等」は米ドル表示の原数值を1997年末の人民元対ドルレート（8.2796 元 = 1 ドル）により換算した。前二者はいずれも実行金額ベース。

(出所)『金融時報』1998年1月17日、第1版／『中国証券報』ホームページ (<http://www.chinasecurities.com.cn/news/>) より作成。

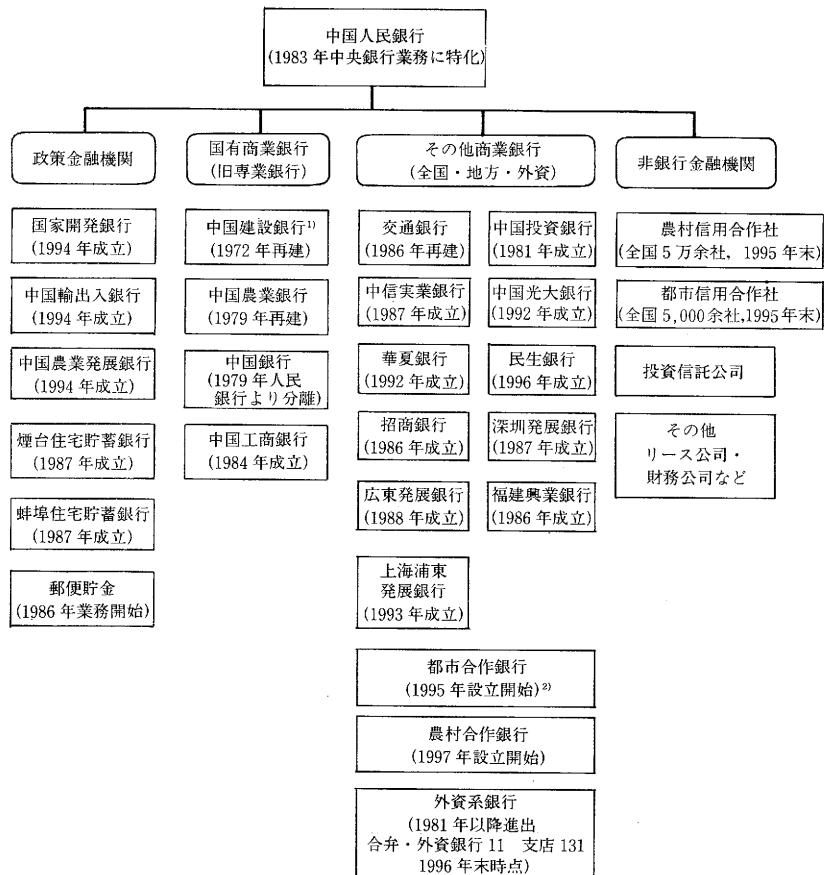
第1節 銀行部門改革の流れ

——四大銀行体制の整備と構造的問題の形成——

現在の中国の間接金融の体系は、中央銀行としての中国人民銀行と四大国有商業銀行（旧專業銀行）を柱として、非專業銀行系の準国有銀行と非国有銀行からなるその他商業銀行、日本の信用金庫・信用組合に近い存在である都市信用合作社・農村信用合作社、非銀行金融機関である投資信託公司、近年相次いで設立された政策金融機関など、さまざまな金融仲介機関から構成されている（図2）。

金融主体の多様化にもかかわらず、四大国有商業銀行は依然として融資残高の7割を占めており、金融資源の配分に支配的な影響力を保っている（図

図2 中国の銀行体制（1997年初時点）

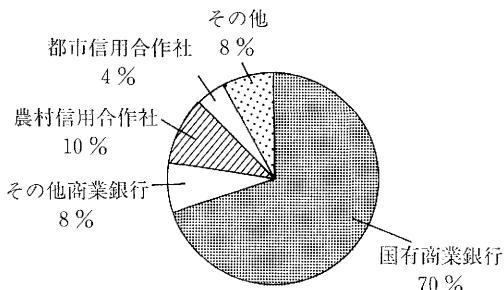


(注) 1) 中国建設銀行は政策融資業務の分離に伴い、1995年に中国建設銀行に改名した。

2) 潘陽合作銀行、成都匯通城市合作銀行の2行は1986年に成立している。

(出所) 各種資料により筆者作成。

図3 金融機関別の資産分布（1996年末）



(出所) 中国人民銀行調査統計司『中国
人民銀行統計季報』1997年第1
期、総第5期、54ページより作
成。

3). 国有商業銀行の改革は、事実上中国の銀行部門改革の焦点である。本節と次節ではそれぞれ主として、計画経済期の集権的な銀行体制が1980年代の改革によって多元的な体制に改められるまでと、93年以降国有銀行部門のより徹底した改革がはかられる過程を分析する。

1. 四大銀行体制の整備

(1) 計画経済期の銀行体制——モノバンク化と銀行の役割縮小

1970年代末までの計画経済期の基調は、機能・組織の両面での銀行部門の収縮である。現在の主要5行のうち中国工商銀行を除く4行はいずれも改革政策以前（中国銀行と交通銀行は建国以前）に設立されたが、撤収と再建を繰り返し、本格的な銀行業務を営む機会はなかった。結局計画経済期の銀行体制は、中国人民銀行（以下、人民銀行）が中央銀行機能と市中銀行機能を一身に兼ね備える、事実上のモノバンク体制に収斂した。文化大革命中の69年にはついに人民銀行が財政部に併合されるなど、銀行部門は名実ともに財政の一部門にすぎない存在になった。

モノバンク化は銀行部門の機能が極小化される過程でもあった。流動資金

の大部分と設備投資全般は財政資金の無償供与により、銀行融資は季節変動や状況の変化により生じる計画を超える資金需要への対応に限られた。都市部の貯蓄業務と商工業向け融資業務は人民銀行が独占していた。

(2) 初期の銀行部門改革——専業銀行の分離・独立

行政から独立した銀行部門の必要性は改革初期にすでに認識されており、改革開始と時を同じくして、財政に隸属していた銀行部門を分離・独立させ、自主的な経営体制を作り出す動きが展開した。

国務院は1979年2月に中国農業銀行（以下、農業銀行）を再建し、3月に中国銀行を再び人民銀行から分離・独立させ、共に国務院に直属する経営主体とすることを決定した。中国銀行は83年から華僑向け、85年以降は一般家計向けにも外貨預金業務を開始して、銀行としての業務体制を整えた。72年に再建されていた中国建設銀行（95年に中国建設銀行に改称；以下、建設銀行）は財政部の一部門としての性格が濃厚だったが、83年に独立採算の経営主体として認められ、86年に一般向け預金業務を開始するにいたって、名実ともに独立採算の専業銀行としての性格を与えられた。さらに83年9月に国務院は、一般向け預貸業務を人民銀行から切り離して中国工商銀行（以下、工商銀行）を設立し、人民銀行は中央銀行業務に特化することを決定した。工商銀行は84年1月1日に総行が業務を開始した（86年上半期に分支行〔支店に相当〕レベルで人民銀行との分離が完了）。

こうして1980年代半ば頃までに、中央銀行としての人民銀行と四大専業銀行を主体とする銀行制度の大枠が整った。専業銀行が人民銀行・財政部からの分離という形をとって設立され、分離後も引き続き部分的な行政機能を担ったことは、その後の専業銀行の業務の展開にも深い影響を残している⁽²⁾。

2. 資金供給体制の転換と銀行融資の役割拡大

(1) 銀行融資による資金供給への転換

計画経済期には流動資金の一部に限られていた銀行融資の対象範囲は、銀行の組織体制の改革にほぼ平行して飛躍的に拡大された。

1978～80年の試行の後、81年には設備投資資金を原則として銀行融資による資金供給に改めることが決定された。基本建設投資向け融資は従来から基本建設資金の管理を担当してきた建設銀行、技術改造投資向け融資は当初は人民銀行、後には新たに設立された工商銀行が担うこととなり、それぞれ両行の主要業務となつた⁽³⁾。

流動資金に関しては実態の変化が制度の改革に先行した。制度的には銀行融資の対象は定額を超える部分の流動資金に限られていたにもかかわらず、1978年以降預金の増大とともに銀行融資の比重が急速に上昇し、81年末の時点では企業の流動資金のうち銀行融資の占める比重は7割近くに達した（鉱工業企業は5割）。83年7月に国務院は、国有企業の流動資金を原則銀行融資による供給に改めることを決定したが⁽⁴⁾、これはいわば現状の追認だった。

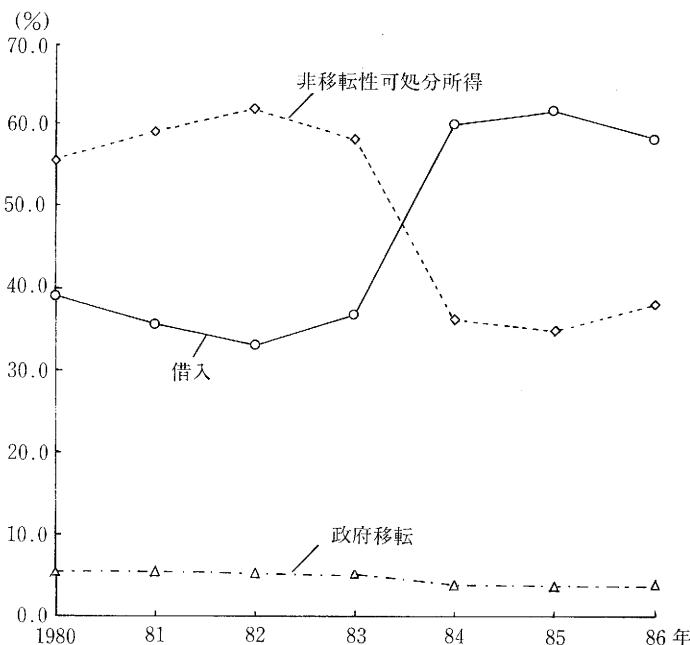
財政の無償資金から銀行融資への切替えは、元利払い義務を貸すことで企業が資金の使用効率に注意をはらうようにすることを主たる目的に掲げていた。しかし、実際に改革の契機になったのはむしろ、改革による所得分配パターンの変化の結果として家計貯蓄が急増する一方、資金需要の拡大に財政の資金動員力が対応しきれないという新たな現実に対処する必要に迫られたことだったとみられる⁽⁵⁾。利率は低かった（1985年7月までは預金利率を下回る逆ざやが生じていた）上、税引き前利潤からの元金支払いが認められ実質的な負担はさらに低くなつており、企業の負担への配慮を示していた⁽⁶⁾。十分な制度整備のないまま銀行融資への切り替えが行われたことは、次にみる国有企業の銀行融資依存の高まりとあわせて、その後の構造的問題の要因と

なる。

(2) 国有企業の銀行融資依存度の上昇

当時銀行融資への切替えと同時に企業の側で自己資本を充実させることの必要が強調され、留保利潤の一定比率を自己資本として積み立てことなどが規定された。また、新規プロジェクトは原則として流動資金の30%を自己資金でまかなうことが規定された。しかし国有銀行の融資に支えられた「軟らかい予算制約」の下では、国有企业も、企業を管理する政府部门も、自己資本充実のインセンティブを欠いていた。その後の負債比率の高まりを

図4 企業資金調達構造の変化
(1980~86年)



(注) フローの資金調達に占める比重を示す。「非移転性可処分所得」は内部留保に相当する。

(出所) 貝多広『中国資金流動分析』上海、上海三聯書店、153ページ、表6-2、より作成。原資料は『国家金融統計提要』等。

みても、これらの規定は実際にはほとんど遵守されなかった。1987年以降経営請負制の導入によって企業の経営自主権が大幅に拡大すると、この問題はいっそう深刻化した⁽⁷⁾。

企業資金調達に関する系統的なデータは乏しいが、図4によれば1982年までは初期の企業改革を反映して企業の手元資金が増大し、それと裏腹に借入への依存度はむしろ低下する。しかし84年に借入の比重が一気に20ポイント前後跳ね上がって6割前後に達し、その後もほぼその水準で推移している。84年の急上昇はおそらくは工商銀行の分離・独立という制度的変更を反映したものだろう。不完全なデータではあるが近年の国有企业の重債務問題の淵源がこの時期の資金供給制度の改革にあることを示している。

3. 専業銀行の企業化と金融主体の多様化

(1) 専業銀行の企業化——経営自主権拡大とインセンティブの改革

1984年10月の中国共産党第12期中央委員会第三回全体会議（第11期三中全会）の「経済体制改革の問題に関する中共中央の決定」をきっかけとして、銀行部門の改革は新しい段階に移る。この決定を受けた85年の共産党全国大会の第7次5カ年計画に関する提案は初めて、「専業銀行は企業化改革の方向を堅持するべきである」と明言した⁽⁸⁾。提案は同時に、専業銀行の業務の相互乗り入れと多様な金融機関の発展を容認し、金融部門の競争促進を打ち出した。

1986年1月に国務院が発布した銀行管理暫行条例は、中央銀行としての人民銀行と専業銀行に初めて法的に明確な地位を与えた上、専業銀行が融資の決定に自主権を有することを明記した（同条例第49条）⁽⁹⁾。同条例はこれ以後、95年に人民銀行法、商業銀行法が制定されるまでの約10年間、銀行制度の基本的枠組みとなる。他方、同条例は当時の改革路線の限界を反映して、中央銀行の独立性についても、市中銀行としての専業銀行の経営目標についても、政策による指導を強調する性格を備えていた⁽¹⁰⁾。

表1 家計貯蓄の伸び

	(億元)	前年比 (%)		(億元)	前年比 (%)
1978	210.6	16.0	1988	3,822.2	24.0
1979	281.0	33.4	1989	5,196.4	36.0
1980	399.5	42.2	1990	7,119.8	37.0
1981	523.7	31.1	1991	9,241.6	29.8
1982	675.4	29.0	1992	11,759.4	27.2
1983	892.5	32.1	1993	15,203.5	29.3
1984	1,214.7	36.1	1994	21,518.8	41.5
1985	1,622.6	33.6	1995	29,662.3	37.8
1986	2,238.5	38.0	1996	38,520.8	29.9
1987	3,081.4	37.7			
年 平 均 伸び率(%)		33.4			

(出所) 中国金融学会編『中国金融年鑑1996』北京、中国金融年鑑編輯部、1997年、430ページより作成。

專業銀行4行の分立が完了し銀行の自主経営の基盤が一応整った1986年以降は、專業銀行内部でインセンティブ向上を目的とする制度改革が進められた。一つの典型が、預金獲得量と職員の報酬を結びつける「貯蓄請負」の導入である。工商銀行では89年上半期時点で、貯蓄所（最小の営業単位）の78%が貯蓄請負を実施していた。また、農業銀行は88年から、中央財政に対する請負を開始した。農業銀行が毎年財政に24億5000万元を上納し、これを超過した利潤は1対9の比率で財政と農業銀行で分け合う、という内容だった⁽¹¹⁾。

1978年以降家計貯蓄は、若干の波はあるもののほぼ2年で倍増する急激な伸びを示している（表1）。銀行が業務拡大の強いインセンティブをもつたことは、貯蓄の伸びを支えた重要な要因である。

（2）金融主体の多様化——萌芽的な競争の始まり

1984年の「決定」が契機となって專業銀行以外の商業銀行やノンバンク

の設立など、金融主体の多様化が加速的に進んだことも、この時期の重要な動きである。

金融主体の多様化はノンバンクの領域で先行していた。1979年10月には、国内外の投融資金般を業務範囲とするノンバンクとして、中国国际信託投資公司 (China International Trust and Investment Company : 以下、CITIC) が設立されている。80年以降は、各中央政府部門、地方政府等が CITIC の業態を踏襲した投資信託公司を数多く設立した。投資信託公司やリース公司、証券公司など 80 年代以降激増したノンバンクは、規制の抜け道として利用され金融秩序混乱の要因となるケースも多く、しばしば整理の対象とされた。

銀行部門の多様化は比較的慎重に進められた。最初に着手されたのは農村信用合作社・都市信用合作社の整備・発展である。1950年代に農村の信用組合的金融機関として設立された農村信用合作社は、その後計画体制の末端の資金配分機構にすぎない存在となっていた。改革初期に農村高度成長の開始とともに、農村信用合作社は機能・数量とも著しい発展を遂げた。80年以降は都市の集団所有制企業や民間企業の資金需要拡大とともに、都市信用合作社が設立されるようになり、やはり急速に発展した。

農村と都市の信用合作社はいずれも、本来の意義は信用協同組合的な役割を果たすことにあるが、融資先は出資者の範囲を大きく越えており、家計の預金を受け入れるなど、実態はほとんど零細な銀行といってよい。これら合作社の発展は農村・都市の家計貯蓄動員と集団所有制企業、民間企業への資金供給に少なからず貢献したとみられる。融資金利の許容変動幅の上限は銀行より高めに設定され、中小企業金融に適した柔軟な経営を可能にした。一方、急増する信用合作社に対して監督体制の整備が追いつかず、不適切な融資のため資産内容が悪化する事例も少なくなかった。

1984年以降の最大の変化は、専業銀行の枠外での銀行の設立が進展したことである。最初のケースは81年12月、国務院の命を受けた建設銀行によって世界銀行融資の受け入れ窓口として設立された中国投資銀行であるが、同

行は当初は政策金融的性格が強かった。

専業銀行以外の商業銀行設立の実質的なさきがけとなったのは、1986年7月に国務院により再建が決定された交通銀行である。総管理処（本店）は当初北京におかれたが、87年4月に上海に移転した。新しい交通銀行は、銀行部門の改革のモデルとみなされ、国家が50%を出資し残りを地方政府などが出資する株式制という先駆的な体制をとった。分行が独立の法人として本店に対し大幅な経営自主権をもち、国家以外の出資は各分行に対する出資という形をとるという組織形態も、交通銀行独特のものだった。また、専業銀行に対する人民銀行の管理が主として融資枠管理によっていたのに対して、交通銀行に対しては実験的に資産負債比率管理が導入された。その後数年間で交通銀行は急速に全国の支店網を整備し、非専業銀行系の商業銀行として最大の規模を有するようになった⁽¹²⁾。

交通銀行に次ぐ株式制銀行として、1986年8月には招商銀行が設立されている。株主としては香港の主要中国系企業の一つである招商局集團有限公司の他に、交通・運輸関係などの中央・地方の企業や政府部門が参加している⁽¹³⁾。87年2月にはCITICの全額出資子会社として、中信実業銀行が設立された。同行の前身であるCITIC財務部・銀行部は国際シンジケート・ローンの組織、海外での起債、国内外での投融資活動などの実績を積んでおり、商業銀行として比較的充実した基礎を有していた。

この他、株式制をとる地銀として1987年に深圳發展銀行、88年に廣東發展銀行、福建興業銀行が設立されている。深圳發展銀行は92年に深圳証券取引所に上場し、現在（97年下半期時点）にいたるまでも唯一の上場銀行である。これらの地銀はいずれもその後急速に規模を拡大し、全国化を進めている。地方政府部門、香港の中資企業、専業銀行の地元分行やその関連会社などが出資しており、商業銀行とはいえ地元の権益と密接に結びついていることがうかがわれる⁽¹⁴⁾。

政策的制約の少ない商業銀行をはじめ多様な金融機関の設立とその後の発展は、専業銀行が直面する競争環境を着実に変えてきた。一方、監督体制の

整備は金融主体の多様化に遅れる傾向にあった。地方政府は一般に中央の金融規制を支持するよりは回避しようとするインセンティブを有しており、人民銀行の分行・支行は地方政府の強い影響下にあったことから、地方レベルで特に金融秩序の乱れが起りやすかった。この問題は1992年以降の経済過熱期に再び表面化する。

4. オーバー・ローン問題の形成

(1) 専業銀行「企業化」の限界

1980年代後半には専業銀行4行は、一定の経営自主権とインセンティブを与えられ、専業銀行間や新たに設立されたさまざまな金融機関との競争も始まりつつあり、市中銀行としての面目を備えるようになっていた。しかしそ実際には、専業銀行は多くの面で人民銀行、あるいは政府そのものと不可分の関係を保った。専業銀行の経営者人事は、一貫して政策当局の認可事項とされてきた。地方の分支行レベルでも同レベルの人民銀行分支行と地方政府は、行長人事に認可権限をもった。人民銀行は資金の配分と利潤の分配の両面からも専業銀行の経営に強力な影響力を行使できた。

1980年代後半以降の銀行部門改革は銀行の企業化を重要な目標として掲げていたが、政策当局が専業銀行を強力にコントロールする体制は、この時期実質的に大きな変化がなかった。90年代初めの建設銀行の調査報告書は、銀行の自主権が強化されていることを認めながら、政府——ここでは特に地方政府——は、融資の決定に対して依然として強い影響力を行使しているという事実を指摘している⁽¹⁵⁾。この時期銀行の自主権拡大が容易に進まなかつたことの背景には、改革に伴って計画・財政などを通じて政府が資源配分に直接干渉することがしだいにむずかしくなってきたという変化がある。加えて資金不足と旺盛な投資意欲のため、政府——特に地方政府——の側からみて、銀行の融資決定に対する影響力を保持することの重要性は一貫して高まってきていた。

(2) オーバー・ローン問題

専業銀行の経営上のインセンティブの不全と自律性の不足を象徴するのが、慢性的なオーバー・ローンの問題である。ここでいうオーバー・ローンは、専業銀行の融資残高が経常的に預金残高を超えており、人民銀行からの借入によって資金不足がまかなわれている状況を指す。1980年代の段階では専業銀行は、設立以来一貫してオーバー・ローン状態にあった。工商銀行と農業銀行は、85年の設立以来ほぼ一貫して融資残高の3割前後に相当する人民銀行借入を行っている(表2)⁽¹⁶⁾。

専業銀行のオーバー・ローン問題は、いくつかの要因が重なって形成されたものである。第1に歴史的要因として、専業銀行が人民銀行から分離される際、関連する業務の融資残高はすべて新規に設立する専業銀行に移管される一方、預金残高は一部が専業銀行に対するコントロールの手段として人民銀行に留保された。人民銀行に留保された預金に相当する額は専業銀行の対人民銀行借入という形をとった。工商銀行の場合、人民銀行借入の約3分の1がこうした設立時の資金区分に由来する借入である。第2に、人民銀行は専業銀行に対して、国際的にみても非常に高い準備率を要求してきた(近年

表2 専業銀行3行のオーバーローン指標(1985~93年)

①人民銀行借入残高／一般貸付残高 (%)									
	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
工商銀行	32.0	29.8	26.4	28.1	30.1	29.3	27.2	25.5	30.8
農業銀行	44.2	38.0	34.9	36.0	37.4	36.5	36.0	34.4	40.2
建設銀行	10.1	16.5	5.7	8.1	15.4	19.2	23.8	23.4	30.7
②人民銀行純借入残高／一般貸付残高 (%)									
	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
工商銀行	21.0	19.0	15.2	16.5	17.1	13.8	9.4	10.4	13.7
農業銀行	27.1	21.7	20.4	22.1	19.4	16.4	16.9	18.8	21.4
建設銀行	-44.8	-27.1	-16.5	-8.7	-3.4	-1.3	-3.6	2.6	9.1

(注) (1)人民銀行純借入残高=人民銀行借入残高-(現金残高+法定準備金残高+人民銀行預金残高)。

(2)一般貸付残高は金融機関向けを含む。

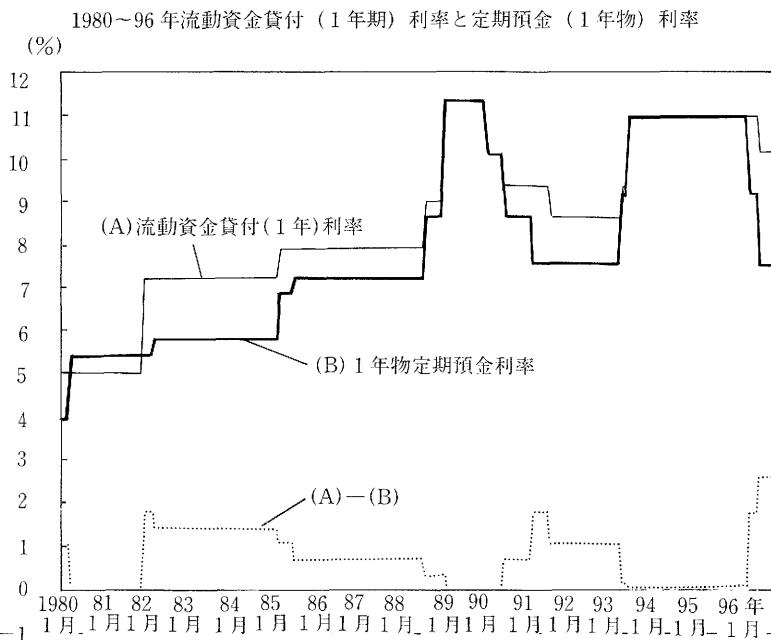
(3)会計項目の変更のため、若干の不連続がある。

(出所) 中国金融学会編『中国金融年鑑』北京、中国金融年鑑編輯部、各年版より作成。

の準備率は13%⁽¹⁷⁾。このような高率の預金準備金を積むためにも、専業銀行は人民銀行からの借入を余儀なくされた⁽¹⁸⁾。

以上の2点に増して重要な要因は、1990年代初めにいたるまで専業銀行が、自律的な経営を建前としつつ、実際には半政策金融機関としての性格を払拭できなかったという事実である。専業銀行とは対照的に、信用合作社や新たに設立された商業銀行は資金余剰かそれに近く、人民銀行借入に対する依存度はきわめて低かった。さらに、市中銀行に対する人民銀行貸付（いわゆる「再貸款」）の大部分は基本的に用途を指定するものであり、明示的に政策的任務と結びついたものだった⁽¹⁹⁾。一般に中央銀行の市中銀行向け融資は金利を市中金利より高く設定することによって、市中銀行の借入行動を規

図5 貸出利率と預金利率の比較



（出所）孔憲勇他編『利率管理実務大全』北京、中国金融出版社、1994年／中国人民銀行調査統計司『中国人民銀行統計季報』1997年第1期、総第5期より作成。

律づけるのが通例であるが、人民銀行貸付の利率は定期預金金利をさらに下回る水準に設定されていた。人民銀行貸付は、専業銀行に対する実質上の補助金的機能を果たしていたといえる。

改革以降の中国の金融は、金利が政策的に低い水準に抑制され資金に対して慢性的な超過需要が存在するという、いわゆる金融抑圧 (financial repression) 的状況にあった(図5)。低金利政策の結果として利幅はきわめて薄く、自己資本比率は中国銀行を例外として一貫して低下した⁽²⁰⁾。このような状況では自律的経営はそもそも困難だった上、低金利による資金の超過需要が、オーバー・ローンを不可避にした。

根本的な問題は、最大の借り手である国有企業の経営を、専業銀行が資金供給によって支えなければならない点にあった。専業銀行に対する人民銀行融資は、こうした事実上の政策的任務のいわば代償だった。国有企業の債務不履行により資金繰りが困難になった場合人民銀行の融資が期待できるため、融资の安全性に対して注意をはらうインセンティブは小さかった。他方企業化とともに収益性追求のインセンティブは強化されていたため、リスクを軽視して短期的な収益を追い求めるモラル・ハザード的状況が慢性化した。次節でみると、このような状況は1993年中盤以降、急速に変化はじめている。

第2節 1993年以降の商業銀行化政策

1993年11月、第14期三中全会の決定によって「社会主义市場経済」路線が確立されるとともに、金融体制改革は新たな段階に移った。銀行に関しては中央銀行としての人民銀行の機能強化、政策金融機関の設立と並んで重点となつたのが、専業銀行の国有商業銀行への転換である。

1. 1993年以降の銀行部門改革

(1) 改革の経緯と枠組み

1993年11月の第14期三中全会決定は、金融体制改革の加速を打ち出し、銀行部門の改革の方向として中央銀行の通貨管理機能強化、専業銀行の国有商業銀行化、政策金融機関の設立による政策金融機能の分離の3点を明確にした。この枠組みは同年12月に国務院が発出した「金融体制改革に関する国務院の決定」によって具体化された。

1993年以降の金融体制改革の実際の動きをみると、同年後半以降の人民銀行改革、政策金融機関3行の設立、95年の中国銀行法と商業銀行法の制定と、他の改革分野と比較して足取りの速まりが一際目立っている。その背景にはおそらく、88年と92年の2度の経済過熱を通じて、金融改革、特に専業銀行改革の遅れがマクロ経済の不安定要因であり、経済改革全体の進捗を制約しているという認識が強まったという事実があった。

(2) 中央銀行関連の諸改革

1992年旧正月の鄧小平講話以来の「社会主义市場経済」路線確立をめぐる動きは、それまで他の改革領域に比べ遅れがちだった金融部門にも当然のごとく波及した。同時に、鄧小平講話が呼び起こした好景気が年率20%を超える改革期最高のインフレをもたらしたことで、マクロ経済の安定性という観点からも、通貨管理体制の全面的な改革の必要が強く認識されるようになった。改革は経済政策を主管する朱鎔基副首相の強いリーダーシップの下で進められた。

朱鎔基体制の下で最初に実施された重要な改革措置は、人民銀行地方分支行にかかるものだった。それまで人民銀行地方分支行の行長人事は、一つ上のレベルの人民銀行の機構と、同レベルの地方政府が、事実上共管する体制がとられていた。形式上は人民銀行内部の決定が優先することとされてい

たが、実際には地方政府はこの権限を利用してしばしば人民銀行の業務に介入し、融資規模の膨張をもたらしていた。1993年下半期には人民銀行分支行に対する地方政府の人事権が縮小され、総行の決定権が大幅に強化された。

これと関連してほぼ同時期に、人民銀行内部の通貨政策上の権限配分が大幅に変更された。従来人民銀行の市中銀行向け融資の相当部分は、人民銀行地方分支行の裁量に委ねられていた⁽²¹⁾。さらに、人民銀行が管理する市中銀行の融資枠の一部も、地方分支行の裁量による調整が認められていた。地方分支行がこのような形で通貨政策上の権限を有していたことは、通貨供給量が地方政府の意向を受けて膨張する原因になった。人事権の場合と時期を同じくしてこの制度は撤廃され、通貨供給量管理の権限は総行に集中された⁽²²⁾。

人民銀行に関する一連の改革の頂点は、1995年3月の中国人民銀行法の制定・公布である。同法は通貨政策の目標として「通貨価値の安定を維持し、ならびに、これをもって経済成長を促進する」(第3条)と規定した。これは通貨の安定を事実上経済発展に次ぐ目標として挙げた銀行管理暫行条例に比べて、中央銀行としての人民銀行の性格をより明確に定義するものであった⁽²³⁾。

(3) 政策金融機関の設立

専業銀行の本格的改革の端緒として行われたのは、専業銀行の政策性業務を分離し、新たに設立された政策金融機関3行に移管することである。政策金融機関は1994年中に国家開発銀行(3月)、中国輸出入銀行(4月)、中国農業発展銀行(11月)が相次いで設立された。

この3行はいずれも、専業銀行の業務のうち明確に政策性業務と規定される部分を引き継いだ。国家開発銀行は国家計画委員会傘下におかれ、政策性融資の実施を担ってきた業種別投資公司6社を基礎に成立した。業務としては業種別投資公司の業務に加えて、建設銀行の一部業務の移管を受けた。輸

出入銀行は中国銀行の機械・電機、プラントなどの輸出金融業務、農業発展銀行は農業銀行と工商銀行の食糧・綿花などの主要農産物買付向け融資業務をそれぞれ主な業務として継承した。これら3行は政府出資の他、金融機関引受けの金融債発行を主たる資金源としている。

(4) 商業銀行法の制定

1993年以降の銀行部門改革の頂点は、商業銀行の設立・業務全般を規制する商業銀行法（95年5月）と、商業銀行の融資行為を規制する融資通則（96年8月）の制定である。

商業銀行法は従来の専業銀行と非専業銀行系の商業銀行をすべて商業銀行として一括し、専業銀行を商業銀行のうちの「国家全額出資商業銀行」（国有独資商業銀行）として基本的に商業銀行一般と同様に扱っている（以下では一般的な呼称に従い、国有商業銀行とする）。

融資に対する政府の介入は、従来の専業銀行の自立を阻む最大の問題であった。これに対して同法では、「商業銀行は収益性、安全性、流動性を経営原則とし、自主経営、リスク自己負担、損益自己負担、自己責任を実行する。商業銀行は法により業務を展開し、いかなる組織・個人の干渉をも受けない」（第1章第4条）、「いかなる組織・個人も商業銀行に対して融資の実施や債務保証の提供を強制してはならない。商業銀行は融資の実施や債務保証の提供を強制するいかなる組織・個人からの要求をも拒む権利を有する」（第4章第41条第1項）などの規定によって、国有商業銀行の自律的経営に法的根拠を提供した。

ただ、商業銀行法は銀行部門の市場化という点で、依然として問題を残している。第1に、商業銀行全般について同法は、「商業銀行は国民経済社会発展の必要に基づき、国家の産業政策の指導の下に融資業務を展開する」（第4章第34条、強調は引用者による）として、融資に対する国家の「指導」を是認している。さらに国有商業銀行に対しては、「国務院の認可を経た特定の融資プロジェクトに関しては、国家全額出資商業銀行は融資を実施しな

ければならない。融資により生じた損失は、国務院が相応の補填措置を執る」(同第41条第2項)としている。この規定は融資通則では「特定融資」の規定として具体化された(第2章第7条、第10章第57条)。

商業銀行法のもう一つの注目すべき点は、商業銀行一般に適用される資産負債比率に関する規定を設けたことである。具体的には、資本充足率7%以上、預貸率75%以下などが定められている(第4章第39条)。これによって国有商業銀行に対して人民銀行は、従来からの融資枠管理とあわせて、「融資枠管理の下での資産負債比率管理」を行う、とされた。同法で過渡的措置として認められているように、国有商業銀行のなかでも同法の資産負債比率規制を順守できているのはまだ少数であるとみられ、その意味で事実上従来の融資枠管理体制は大きく変わっていない。しかしこの規定によって融資枠管理廃止の方向が明らかに打ち出されたことは注目に値するだろう⁽²⁴⁾。

商業銀行法の制定と前後して、非專業銀行系商業銀行の新規参入が続いた。1992年にCITICと同様旧財閥の流れをくむ光大実業集團により中国光大銀行が設立され(8月)、また首都鋼鐵總公司の単独出資により華夏銀行が設立された(12月)。華夏銀行は工業企業が単独出資で銀行を設立する初めてのケースだった(その後96年に単独出資を改め、多数企業からの出資を受け入れた)。93年1月には、上海の発展を重視する中央の政策の一環として、上海市、江蘇・浙江両省、その他多数の企業の出資による株式制をとる上海浦東發展銀行が設立された(登記資本金10億元)。同じく1月に開催された全国金融工作会議では、商業銀行9行が初めて参加を認められ、非專業銀行系商業銀行の地位の向上を示した⁽²⁵⁾。95年には私営企業の連合出資による初めての民間銀行として、民生銀行が設立された。銀行部門への新規参入の増加は、競争圧力の強化を通じて国有商業銀行の市場化を促進する役割を果たしている。

さらに1995年には、すでに93年の国務院「決定」で構想が示されていた信用合作社の統合による合作銀行の設立が本格的に始動した。合作銀行の設立は最初に主要な都市の合作社を対象とし、当該都市の全信用合作社を糾合

して市財政の出資を受け入れる形で進められた。97年にはすでに100を超える都市で都市合作銀行が設立されている。

2. オーバー・ローンのは是正

(1) 1992年以降の経済加熱

1992年初めの鄧小平講話以降の景気過熱とそれに続く厳しい引締めは、銀行部門の改革が転機をむかえるきっかけをつくったといえる。

前節でみたように、1980年代後半の内部体制改革を経て、国有商業銀行はすでに業務の拡張に対する強いインセンティブをもつにいたっていた。同時に政策的業務に対応した人民銀行貸出の存在のために、資金ポジションに関する規律は未だ形成されておらず、人民銀行の金融監督機能も十分整備されていなかった。

このような条件の下で起きた景気の過熱は、銀行経営に大きな影響を与えた。投資需要の伸びに対応して国有商業銀行4行は1992年から93年にかけて、急速に営業規模を拡張させている(表3)。具体的な内容には差があるものの、融資の伸びが預金の伸びを大きく上回ったという点ではほぼ共通している。重要なことは、これによって生じる資金不足の大部分が、人民銀行借入の増加によって埋め合わされたことである。その結果、過去数年間低下する傾向にあった人民銀行借入への依存度(人民銀行借入残高/融資残高)は、92年から93年にかけて再び大幅に増加した。要するにこの時期には、マクロの経済過熱を追認する形で人民銀行が国有商業銀行の資金不足を埋めるという、明らかに不適切な通貨政策がとられたことになる。

景気過熱の最大の弊害は2桁を超えるインフレの急進であるが、これに加えて政策当局が問題視したのは金融秩序の乱れである。資金需要の異常な高まりとともに、金利規制や融資枠規制を回避して行われる融資が普遍化した。不動産や株式市場での投機行為への融資は多くの場合、銀行傘下の信託投資公司などノンバンクを経由して行われた。

表3 専業銀行3行の利潤率（1985～93年）

		1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
①工商銀行	融資残高（億元）	2,962.7	3,786.4	4,377.8	4,969.8	5,751.9	6,871.9	7,971.2	9,337.1	11,128.2
	融資残高（前年比%）	—	27.8	15.6	13.5	15.7	19.5	16.0	17.1	19.2
	総資本利潤率（%）	2.16	2.01	2.23	1.58	1.97	1.41	1.43	1.13	0.42
②農業銀行	融資残高（億元）	1,687.7	1,966.1	2,319.3	2,632.2	3,058.2	3,774.3	4,578.1	5,468.0	6,529.0
	融資残高（前年比%）	—	18.3	16.2	13.5	16.2	23.4	21.3	19.4	19.4
	総資本利潤率（%）	0.49	0.46	0.51	0.48	0.33	0.24	0.23	0.18	0.26
③建設銀行	融資残高（億元）	552.3	773.9	992.7	1,213.0	1,499.5	1,928.1	2,600.2	3,453.5	4,599.5
	融資残高（前年比%）	—	40.1	28.3	22.2	23.6	28.6	34.9	32.8	33.2
	総資本利潤率（%）	1.37	1.09	1.23	1.01	0.81	0.65	0.45	0.30	0.30

(注) (1)総資本利潤率＝税引後利潤／総資産。

(2)建設銀行の総資産は、政府委託業務関連の資産を除く。

(3)会計項目の変更ため、若干の不連続がある。

(出所) 表2に同じ。

(2) オーバー・ローンの是正

政策当局はマクロ経済の不安定化と金融秩序の乱れを重視し、1993年から厳しい引締め政策を開始した。引締め政策は短期のマクロ経済政策の枠を越えて、銀行体制に大きな影響を与えてきた。具体的には、80年代後半以降の銀行体制の特徴であったオーバー・ローンが、引締めによって変化を余儀なくされている。

1992年以降人民銀行の対国有商業銀行貸付が、資金需要の高まりを追認する形で急速に膨張していたことは、すでに述べたとおりである。93年の引締め政策によって、この状況は劇的な変化を遂げた。新規の人民銀行貸付を回収額の範囲に抑制するという強力な措置がとられた。93年中に約5割

表4 国有商業銀行の経営指標（1993年第1四半期～96年第4四半期）

	一般部門向け貸付残高		人民銀行純借入残高		総資本利潤率 (%) (各年末)
	億元	前年同期比 (%)	億元	対総資産比 (%)	
1993年 第1四半期	21,147.4	n.a.	3,233.9	12.0	n.a.
	21,916.1	n.a.	3,520.3	12.8	
	22,823.3	n.a.	3,901.0	13.4	
	25,581.4	n.a.	4,663.3	14.0	
1994年 第1四半期	26,144.5	23.6	4,052.5	11.3	0.37
	27,516.0	25.6	3,962.9	10.6	
	28,937.7	26.8	4,088.3	10.5	
	30,995.0	21.2	4,126.2	9.9	
1995年 第1四半期	31,384.3	20.0	3,626.0	8.6	-0.13
	32,491.0	18.1	3,733.2	8.7	
	34,168.3	18.1	3,184.6	7.1	
	37,563.8	21.2	3,126.5	6.3	
1996年 第1四半期	38,232.1	21.8	2,950.3	5.8	0.41
	40,754.3	25.4	2,244.0	4.2	
	41,484.3	21.4	2,357.9	4.3	
	44,477.4	18.4	3,892.6	6.5	

(注) (1)人民銀行純借入残高=人民銀行借入残高-準備資産残高。

(2)資産負債表上当期利益が示されていないため、総資本利潤率は次のように計算した。総資本利潤率=(前年末所有者権益残高-当年末所有者権益残高)/前年末・当年末の平均総資産残高)。

(出所) 中国銀行調査統計司編『中国銀行統計季報』1997年第1期、総第5期、20~21ページに所載の国有商業銀行統合貸借対照表より作成。

の伸びを示した国有商業銀行への貸付は、同年第4四半期以降ほぼ完全に伸びを停止した（表4）。この方針は少なくとも96年第3四半期までは、相当厳格に維持された。この間人民銀行融資がネットで増加しなかったことは、国有商業銀行の経営転換に大きく影響したとみられる。人民銀行の追加融資が期待できないことを前提とすれば、資産内容に問題が生じれば銀行は流動性危機に陥る危険にさらされることになる。

近年の国有商業銀行の融資選別化には、商業銀行法制定など制度面での一連の改革に加えて、「最後の貸し手」としての人民銀行からの借入のアベイラビリティが劇的に抑制されたことが影響している可能性が強い。

3. 1993年以降の改革政策の評価——商業銀行化政策の成果と限界

(1) 商業銀行化政策の成果

商業銀行化政策は1997年現在で3年あまりの歴史を有するにすぎず、現段階の評価は暫定的たらざるをえない。しかしこの短い期間にも、すでに目に見える成果をあげてきていることは注目すべきだろう。

筆者が1996年に国有企業、地方政府関係者、国有銀行関係者などを対象に行った聞き取り調査では、90年代、特に商業銀行法の施行以来銀行の地位が飛躍的に上昇したという見方が多数を占めた⁽²⁶⁾。この時期はちょうど引締め政策に伴う流動資金の逼迫が深刻化していた時期である。従来はこのような状況では、企業は地方政府を通じて銀行に圧力をかけることで追加融資を引き出すことができた。しかし聞き取り調査の結果では、こうした地方政府の介入は現在でも行われているが効果はきわめて薄く、企業の側もほとんど効力に期待していないという事実がうかがわれた。近年行われた企業調査も、銀行融資の決定が第一義的には借入主体の信用度や業績など市場経済的な判断に基づいて行われるようになってきていることを示している。表5は96年に海外経済協力基金開発援助研究所と中国社会科学院経済研究所が共同で実施した、国有企業800社を対象とするサンプル調査の結果の一部で

表5 銀行が融資決定にあたって重視する要素
(企業経営者に対するアンケートによる)

	(%)			
	非常に重要	重 要	重要でない	関 係 な い
企業の業績	77.1	19.0	2.0	1.8
企業の信用	67.8	26.8	2.6	2.6
国・地方の産業支援政策	16.0	50.1	19.7	14.1
政府の指導・指示	8.9	40.7	31.7	18.6
企業の経営困難解決	8.8	36.1	36.6	18.5
給与の維持による従業員生活と社会の安定	8.7	28.5	30.3	32.4

(注) 国有鉱工業企業 796 社の経営者を対象とするアンケート調査による (1996年12月実施)。
(出所) 海外経済協力基金開発援助研究所・中国社会科学院経済研究所による国有工業企業サンプル調査 (未公刊資料)。

ある。銀行が融資を実施するにあたって、企業の経営業績、次いで信用度が「きわめて重要である」と判断する企業が最も多い⁽²⁷⁾。

前節でみたように、銀行の融資規律が強化される上で、人民銀行借入の抑制の影響はおそらく大きかった。商業銀行化政策は制度面での改革と国有銀行への資金供給面での規律の強化の両面がそろって初めて実効性をもった、と考えられるだろう。前述したオーバー・ローン構造の変化が長期的な趨勢であるのか、あるいは短期マクロ経済政策の一環とみるべきであるかについては、今後の展開を見守る必要がある。

(2) 商業銀行化政策の限界

商業銀行化政策は一定の成果をあげてきているとはいえ、現在の条件の下ではさまざまな限界に直面している。最大の問題は、行政と銀行の完全な分離が依然として困難であるという点である。引締め政策実施以来国有企业の経営業績が悪化しており一部で雇用不安が表面化しつつあることも、改革をいっそう困難にしている。

政策金融機関の設立は、専業銀行の商業化に向けた大きな進歩であった。

しかし、当时代中国政府が喧伝していたようにこれによって専業銀行の商業化の条件が基本的に整ったとみるのは、楽観的にすぎる考え方であった。

第1の問題点は、政策金融機関の資金調達先である。政策金融機関3行の最大の資金源は金融債の発行であるが、金融債の利回りは国債より低く、事实上専業銀行を中心とする金融機関に対する割当発行によって消化されている。専業銀行は融資そのもののリスクからは免れたものの、政策金融債購入による財務上の負担を強いられる。

さらに根本的な問題点は、政策金融機関に移管された業務は、いわば「狭義の」政策性業務であり、国有商業銀行がこれまで担ってきた事実上の政策性業務の一部にすぎないという事実である。すでに述べたように、国有商業銀行が担ってきた政策性業務は、形式的に政策上の任務として明示された業務の他に、中央・地方行政の「指導」による、通常の業務との線引きの曖昧な業務——いわば準政策的業務とでもいうべきもの——が幅広く存在してきた。政策金融機関に移管されたのは前者のみであり、問題の多い後者は手つかずのまま残された。特に地方政府は1993年の税制改革によって財政上の権限を削減されたことで、銀行融資の誘導をいっそう重要な産業政策上の手段とみなす傾向がある⁽²⁸⁾。このような業務のうち経営業績の悪化した国有企业に対する支援・救済融資は多くが不良債権化しているとみられる⁽²⁹⁾。

政策金融機関3行は規模からみても資金コストの高さからみても、今のところ制約が大きい。これに対して中央政府・地方政府とも、資金の配分にコミットしていく姿勢は実際には大きく変わっていない。国有商業銀行の経営自主権が強化されていることは事実であるが、中央政府・地方政府の「指導」による準政策的業務は、当面の間引き続き担っていかざるをえないだろう。

表 6 外資系銀行・支店の設立状況

①出資国・地域別	設立年	香港	日本	韓国	シンガポール	タイ	フランス	イギリス	その他	北米	オセアニア	合弁・外資 合資会社
	1981	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1982	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1983	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1984	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1985	6	2	3	1	—	—	2	1	—	—	1
	1986	8	2	3	1	—	—	1	1	—	—	—
	1987	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1988	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1989	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
1980～89 累計	22	8	4	0	1	0	4	3	0	2	2	2
1990	4	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1991	13	2	4	—	2	—	2	1	—	2	—	—
1992	15	5	5	—	—	1	1	2	—	1	2	—
1993	27	9	3	1	3	1	3	—	4	3	4	—
1994	16	1	3	2	1	—	3	—	4	2	1	—
1995	18	3	9	2	—	—	—	—	3	1	1	—
1996	16	1	1	3	1	2	2	—	3	3	1	—
1981～96 累計	131	32	29	8	8	4	15	7	14	14	11	—
②所在地別		華東地域										
設立年	合計	広州	深圳	廈門	珠江	蛇口	上海	洋浦	福州	上海	南京	寧波
1981	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
1982	1	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
1983	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1984	1	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
1985	7	7	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
1986	8	8	—	4	3	—	—	—	—	—	—	—
1987	3	3	—	5	3	—	—	—	—	—	—	—
1988	2	2	—	2	1	—	—	—	1	—	—	—
1989	1	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—

認可年 累計	華北地域												東北地域					中西部地域						
	北京			天津			青島			大連			武漢		成都		昆明							
1980～89 累計	24	24	0	13	7	2	1	0	1	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1990	4	3	—	1	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1991	12	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1992	17	7	2	—	—	—	—	—	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1993	30	14	5	7	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1994	19	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1995	18	4	1	2	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1996	15	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1981～96 累計	139	60	13	24	10	4	1	3	2	1	2	43	39	1	3	—	—	—	—	—	—	—	—	
認可年 累計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1980～89 累計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1990	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1991	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1992	4	—	—	2	—	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1993	6	—	—	6	—	3	—	3	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1994	2	—	1	1	—	1	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1995	7	5	2	—	1	1	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1996	6	4	1	1	1	1	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1981～96 累計	25	9	12	4	10	10	3	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) (1)表6-①において香港上海銀行は香港系とみなしている。
(2)一部の合弁・外資金額出資銀行は支店を有するが、設立年次未詳のため本店のみを記載した。

(3)合弁投資銀行(中国国际金融有限公司、北京、1995年設立)を含まない。

(4)表6-②における各地域の店舗数は外銀支店と合弁・外資金額出資銀行の合計である。
(出所) 中国人民銀行調査統計司『中国人民銀行統計季報』、1997年第1期、総第5期より作成。

第3節 銀行部門の対外開放

中国の銀行部門の対外開放は1980年代初頭に始まり、90年代に入って本格化した。外資系金融機関の比重は、資産残高でみても融資残高でみても依然として非常に小さい。しかし、外資系企業の人民元資金需要・決済需要の高まりや、人民元業務の条件つき認可など業務領域の拡大とともに、外資系金融機関の潜在的重要性は増大しつつある。

1. 外資系銀行の発展

(1) 1980年代以来の発展状況

改革期中国の銀行部門の対外開放は、1981年の南洋商業銀行深圳支店の設立に始まる。次いで翌82年に工商銀行廈門分行などの参与により、初めての合弁銀行として廈門国際銀行が設立された。しかし80年代中は外資系銀行の発展は緩慢だった（以下、表6参照）。支店や合弁銀行の設立は香港系が主体であり、欧米・日本の金融資本の対中進出としてはむしろ制約の緩い合弁リース会社の設立が活発だった⁽³⁰⁾。立地地点は支店・合弁銀行とともに、89年までは深圳・廈門など華南地域の経済特区に限定されており、これ以外の地域への進出は事実上認められていなかった。

外資系銀行の進出が本格化するのは、1990年代に入って銀行を含む金融部門への直接投資受け入れ促進の方針が確立してからである。91年からは毎年2桁ベースで支店の設立が認可され、ピークの93年には30件に達した。立地についても90年の上海での支店認可を皮切りに92年に設立認可地域が大幅に拡大され、大連、天津をはじめ外資系企業の多い他の沿海都市でも設立されるようになった。95年に北京での支店開設が認められたことは一つの画期であった⁽³¹⁾。翌96年には中西部地域での支店開設が初めて認可されるなど新しい傾向がみられ、今後いっそうの地理的分散が予想される。な

お、外資系金融機関一般に対する本格的な規制法規として、94年に国務院より「中華人民共和国外資金融機構管理条例」が公布・施行されている（以下、「管理条例」と呼ぶ）⁽³²⁾。

（2）外資系銀行が直面する制約

外資系銀行の業務に関して公表されている統計は2種類ある。第1は人民银行が公表している、外資系銀行全体の貸借対照表である（表7）。この統計は1991年分以降が公表されている。これによれば、90年代初めの時点では国内銀行と比べてほとんど無視できるほどの規模にすぎなかった外資系銀行は、90年代前半の進出件数の急増を経て、ようやく融資残高ベースで2%強のシェアを占めるようになった。資産規模は進出件数の増加とほぼ歩調をあわせて急速に拡大している。

外資系銀行のかかえる大きな問題の一つは、資産規模の拡大につれて預貸率が異常に上昇しているという点である。ピーク時の1995年には、外資系銀行部門全体の預貸率は500%を上回った。表からも明らかのように、融資の伸びに比べて預金の伸びがはるかに小さいことが預貸率上昇の最大の要因である。91年から96年までに資産規模が7倍以上の伸びを示したのに対して、預金残高の伸びは2倍強にとどまった。預金と融資のギャップは本国本店あるいは出資行からの借入により埋め合わされていることがうかがわれる（表中貸方の「行内および付属機構との取引」）。成長中の資金不足地域に立地する銀行店舗の預貸率が100%を上回ること自体は不自然ではない。しかし、預貸率が100%を超えて伸びつづけることは、貸出に見合う預金を吸収できていないという点で、銀行経営上必要な自律性を欠く状況である⁽³³⁾。外資系銀行は今のところ、直接投資や間接投資に準ずる外資受入れのチャネルの一つとしての機能が主体であるといえる。

預金吸收の伸び悩みにはいくつかの要因が考えられるが、主たる要因は外資系銀行に対する規制の存在だろう。第1に、外資系金融機関が中国国内で吸収する預金は、総資産の40%以下に制限されている（管理条例第28条）。

(単位: 億ドル)

表7 外資系金融機関の統合貸借対照表

	資産					負債および資本					
	合計	インター バンク	行内および 付属機構 との取引	貸付	その他	合計	インター バンク	行内および 付属機構 との取引	預金	資本金 (営業資金)	その他
1991	42.9	2.9	16.8	20.5	2.7	42.9	1.8	16.5	15.6	5.1	3.9
1992	55.3	5.7	14.3	30.9	4.4	55.3	3.2	23.0	17.9	6.5	4.7
1993	75.8	4.7	26.2	41.6	3.3	75.8	3.3	38.9	21.1	9.1	3.4
1994	118.4	7.4	21.7	75.8	13.5	118.4	4.3	65.1	24.9	13.9	10.2
1995	191.4	13.4	31.7	127.5	18.8	191.4	10.8	122.5	25.3	17.6	9.1
1996	299.2	19.7	56.2	194.3	29.0	299.2	17.9	211.5	39.0	19.8	11.0

	預貸率 (%)		外銀貸付残高／国内金融機 関貸付残高 (%)	
	外銀	内銀	外銀	内銀
1991	131.4	—	—	—
1992	172.6	—	—	—
1993	197.2	0.73	—	—
1994	304.4	1.58	—	—
1995	504.0	2.09	—	—
1996	498.2	2.66	—	—

(注) (1)「外資系金融機関」の範囲は中国において営業している外資系銀行(100%外資および合弁)、外国銀行支店、外資

系ファイナンス・カンパニーである。

(2)借方の「インター銀行」は他行への預金と他行からの預金と他行への貸付をそれぞれ含んでいる。

(出所) 表6に同じ。

しかし現在外資系銀行部門全体で預金・総資産比は40%を大きく下回ってさらに低下しており(1996年段階で13%),この規制は預金伸び悩みの主たる要因とは考えられない。第2に、外資系銀行の預金受入れ対象は外資系企業にはほぼ限られている⁽³⁴⁾。この数年の国内の家計貯蓄急増を考えると、これは預金吸収の上で相当大きな制約になる⁽³⁵⁾。第3に、外資系銀行に対しては96年まで人民元業務の取扱いが禁止されていた。このため外資系銀行の主要な取引先である外資系企業も、国内銀行に人民元口座を開設せざるをえない。人民元業務の禁止は、外資系銀行の業務の発展に対する最大の制約であるといえる⁽³⁶⁾。

他方、貸出面では預金の場合のような法的制限はないものの、対外借入に対する認可制度の形で実質的な制限が行われている。外資系銀行は中国国内の居住者であり、中国企業との間の取引は国際的な基準では通常対外借入に計上されない。しかし中国では、外資系銀行が国内企業に貸出を行う場合、対外借入とみなされて外国為替管理局の認可が必要となる⁽³⁷⁾。

(3) 外資系企業向け中心の貸出

外資系銀行の融資先は外資系企業が主体であるとされる。この点をデータで示すのが、外資系銀行に関して公表されているもう一つの統計である、国家外国為替管理局の対外債務統計である。1986年分以降が公表されているこの統計は、債務類別のなかに外資系銀行の項を立て、かつ債務主体別の分類を行っており、外資系銀行の貸出先を間接的に知ることができる(表8)。

残念ながらこの統計には大きな問題がある。先に掲げた人民銀行統計と比較して(1991年以降分)、外資系銀行の融資残高がはるかに小さく、一貫して前者の数分の1程度しかないことである。規定によれば外資系企業が外資系銀行から借り入れる場合、認可は必要でないものの外国為替管理局に対し事後的な報告が義務づけられ、国内企業による借入と同様に対外債務に計上される。人民銀行統計は各外資系銀行・支店の貸借対照表の積上げにより作成しており基本的に実態を反映していると考えられることから、人民銀行統

表8 在外資系銀行に対する国内主体の外債建債務残高

〔金額〕 (単位:万ドル)

	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
国内金融機関	1,341	2,846	4,595	13,271	22,439	25,111	23,058	25,511	39,720	53,900	76,101
非金融国内企業	443	1,774	3,156	9,378	11,159	11,463	8,997	9,255	13,923	16,740	25,953
非金融外資系企業	430	1,407	7,385	23,307	33,492	49,614	54,893	55,185	95,369	173,213	386,780
合弁企業	404	1,090	6,920	20,264	27,660	39,229	41,544	40,679	63,208	123,137	282,546
合作企業	26	189	291	2,580	4,693	6,805	8,817	9,076	10,328	14,139	18,840
外資金額出資企業	n.a.	128	174	463	1,138	3,581	4,532	5,429	21,833	35,938	85,394
その他	n.a.	528	n.a.	n.a.	n.a.						
総 計	2,214	6,555	15,116	45,955	67,089	86,188	86,948	89,951	149,013	243,853	488,835
	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
国内金融機関	60.6	43.4	30.4	28.9	33.4	29.1	26.5	28.4	26.7	22.1	15.6
非金融国内企業	20.0	27.1	20.9	20.4	16.6	13.3	10.3	10.3	9.3	6.9	5.3
非金融外資系企業	19.4	21.5	48.9	50.7	49.9	57.6	63.1	61.3	64.0	71.0	79.1
合弁企業	18.3	16.6	45.8	44.1	41.2	45.5	47.8	45.2	42.4	50.5	57.8
合作企業	1.2	2.9	1.9	5.6	7.0	7.9	10.1	10.1	6.9	5.8	3.9
外資金額出資企業	n.a.	2.0	1.2	1.0	1.7	4.2	5.2	6.0	14.7	14.7	17.5
その他	n.a.	8.0	n.a.	n.a.	n.a.						
総 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 国家外債管理局への登記ベース。本文参照。

(出所) 国家外匯管理局編『95中国外債発展報告』北京、中国財政経済出版社、1996年、80~101ページより作成。

計と対外債務統計の不一致の考え方の説明は、外資系企業－外資系銀行間の貸借の届け出義務が大部分の場合守られていないことだろう。

対外債務統計上、外資系銀行の融資残高に占める国内企業向け融資は一貫して比重を低下させており、1995年には合計で20.9%を占めるにすぎない。上述の推測が正しいとすれば、対外債務統計上の外資系銀行の外資系企業向け貸出残高は実態の数分の1でしかないことになる。一方、国内企業（金融機関および一般企業）向け貸出は認可ベースであり厳格に管理されていると考えられ、対外債務統計上の残高は実態に近いはずである。こうして、外資系銀行の融資に占める国内企業向け融資の実際の比重は対外債務統計上よりもさらに小さく、おそらく数パーセント程度であり、なおかつ国内金融機関向け融資が主体であると推論できる。これは日系企業に対する聞き取り調査から得られた情報と近く（次項参照）、ほぼ実態を反映していると判断してよいだろう。

2. 日系銀行の業務状況

(1) 日系銀行の積極的な進出

外資系銀行の進出件数では日系銀行が香港系に次いで第2位である（表6）。上位銀行のみならず地銀等も積極的に進出しており、また事務所を含めると日本は香港を大幅に上回って第1位である⁽³⁸⁾。外資系銀行の総資産残高に占める比重では日本は40%を占めて香港（10%）をはるかに凌いでおり、店舗当りの平均規模では日系は香港系の4倍強である⁽³⁹⁾。店舗数でみても総資産でみても、外資系銀行に占める日系銀行のシェアは対中投資全体に占める日本のシェアを大きく上回っている。

中国進出日系企業の資金調達は、NIESやASEANへの進出企業と比較して、本社送金への依存度が極端に高いことが、日本輸出入銀行海外投資研究所の調査により明らかにされている⁽⁴⁰⁾。資金調達手段としての利潤再投資の比重が非常に低いという点は、NIES、ASEANと比較して投資開始時

期が 1980 年代と遅く、再投資に十分な利潤を稼ぎ出す段階にいたっていない企業の比率が多いという事実により説明できる。注目すべきは、現地法人調達分の比重の低さである。同アンケートでも指摘されているように、その主たる原因是、NIES, ASEAN と比較して中国での資金調達環境が整っていないことだろう⁽⁴¹⁾。日系銀行の積極的な進出の一つの理由として、現状での本社送金への依存度の高さから、将来の現地資金調達の需要拡大が期待されるという点が考えられる。なお、外資系銀行全体での総資産収益率は 0.7% (95 年) と、今のところ収益性はよいとはいえない⁽⁴²⁾。

外資系銀行全般の業務状況については前節の公表統計以上の資料が得難いため、以下では日系銀行支店の業務に焦点を絞って分析しよう。以下、日系銀行支店の業務については主に筆者が 1997 年 1 月に実施した聞き取り調査に基づいている。

(2) 日系進出企業中心の業務

欧米諸国の銀行と比較した場合に日本の銀行の対外進出にみられる特徴として、欧米の銀行がインベストメント・バンキング業務を中心とする傾向があるのに対し、日本の銀行はローン・バンキング業務、特に日系進出企業に対する融資業務を中心とするという点が指摘されている。前節では外資系銀行一般の傾向として外資系企業向け融資が融資業務の大部分を占めることを示したが、日系銀行の場合はなかでも日系進出企業向け融資を主体とするという点で、他地域で営業する日系銀行と同様の傾向がみられる。一例を挙げれば、ある日系銀行の上海支店では融資残高のうち日系企業向けが 5 割、非日系外資企業向けが 2 割を占める（残りは地場企業向け）。聞き取り調査を行った他の 3 行でも、日系企業向けが大部分であり地場企業向けはきわめて小さい比重を占めるにすぎない。地場企業向けの融資は金融機関か、中央・地方政府の支持のある重要プロジェクトへの一種のプロジェクト・ファイナンスの形のものが主体である。

地場企業向けの融資が非常に少ない要因として第 1 には、上述のとおり、

外資系銀行による国内企業向け融資が外債規制の対象となるという点である。外国為替管理局の認可は非常に制限的であり、特別に重要なプロジェクトや企業に限って例外的に認められているようである。

一方、この規制がなかったとしても、他の要因を考慮すると、日系銀行による地場企業向け融資が大幅に拡大するかどうかは疑問である。外資系企業と比較して地場企業は経営状況等の把握が困難であり、債権者に対する法的な保護も十分でないことから、地場企業に対して積極的に貸し出す姿勢は弱い。支店によっては日系企業関連の業務に資金・労力の大部分を割いており、地場企業はおろか非日系外資との取引拡大も目下のところ困難であるような場合もある。

聞き取り調査を行った日系銀行支店はいずれも、顧客たる日系企業に対し中国の経済事情・制度に関する情報提供サービスを重視している。こうしたサービスの需要の大きい中小企業の進出が多いことは、日系銀行の対中進出が積極化する一つの要因と考えられる。

3. 国内銀行部門との競争・協調

(1) 国内銀行と外資系銀行の関係

前節でみたとおり、外資系銀行の発展は急速であるとはいえ、国内金融に占める比重はきわめて低い。外資系銀行の業務に対しては人民元業務の原則禁止をはじめ、さまざまな制限が課されてきた。このため外資系銀行と国内銀行の間で競合が起きうる領域も非常に限られていた。

外資系企業に対する外貨融資業務は外資系銀行の主要業務であり、国内銀行も業務範囲でもあるため、競合の生じる余地がある。外貨融資を主要業務の一つとする中国銀行の場合、1995年の外貨融資残高534億ドルのうち1割余が明示的な外資系企業向け融資であり、これは同年の外資系銀行の融資残高の4割程度に相当する。しかし実際には、聞き取り調査で得られた情報によるかぎり、今のところ競合関係はほとんど表面化していない。理由の一

つは、国内銀行の側が外資系企業に対する融資にそれほど積極的でないという点である。

外資系企業は平均的にみれば国内企業、特に最大の借り手である国有企業と比較してはるかに高い収益性を実現している。しかし国内銀行、具体的には融資の実務を担う分支行からみれば、外資系企業の経営状況は、親会社を含めて情報が少なく、事前のリスクは大きい。これに対して例えば国有企業は伝統的な借り手であり、国内銀行にとっては経営情報の長期的な蓄積がある上、新しい情報も把握しやすい。最も重要なことは、国有企業向け融資は、本章でこれまでみてきたように、国が国内銀行——特に国有商業銀行——に課した義務という色彩を帯びているという事実である。逆に言えば、企業の経営悪化により債権の焦げつきなどが生じても、銀行は責任の一端を行政に押しつけることができる（人民銀行からの追加融資を要求するなど）。一方外資系企業に対する貸付は基本的に自己責任であり、この意味でも外資系企業向け貸出のリスクは高くなる。

前節で述べたように、これまで外資系銀行は人民元業務が認められていなかったため、外資系企業は人民元資金の借入の必要が生じた場合には、国内銀行から借り入れるほかなかった（外貨を借り入れて人民元と交換することは基本的に認められていない⁽⁴³⁾）。しかし上述したような理由から国内銀行は外資系銀行に貸すリスクを取りにくいため、外資系銀行が保証を提供して国内銀行から外資系企業への貸付を仲介する、ということが、少なくとも日系銀行に関しては普遍的に行われている模様である。今のところ外資系銀行と国内銀行の間の関係は、競合というよりはむしろ部分的な協調関係にあるといえる。

(2) 人民元業務の部分的開放

外資系銀行に対する人民元業務の部分的開放は、1996年に上海浦東地区に所在する支店のみを対象に実施する方針が正式決定された。同年末に東京三菱銀行、シティバンク、香港上海銀行の3行に対して具体的条件が提示さ

れ、その後6行が加わって第一次の認可対象は9行となった。9行は97年上半期に相次いで人民元業務を開始した。

根拠法規である「上海浦東外資金融機構の人民元業務営業モデルケースの暫定管理規則」（上海浦東外資金融機構経営人民幣業務試点暫行管理弁法）の名称にも現れているように、人民元業務の開放は依然として実験的な試みにすぎない。このため、認可にあたってさまざまな資格要件を満たすことが要求される上、業務にはいくつか重要な制限が課されている。第1に、人民元預金の受入れは基本的に外資系企業、外国人からに限られる（同規則第6条）。第2に、人民元債務（預金および借入）は外貨債務の35%を超えてはならない。すでに述べたように、外貨債務の上限は総資産の40%であるから、結局人民元預金の受入れは総資産の14%を超えることができることになる（ $0.4 \times 0.35 = 0.14$ ）。人民元資金の調達は地場のコール市場からの借入など預金以外の途も開かれているが、この上限があるかぎり人民元業務の拡大には限界がある。少なくとも日系銀行に関していえば、人民元業務の認可取得は先行投資的色彩が強い。

とはいえ、中国最大の金融センターである上海で制限つきながら外資系銀行の人民元業務が認められたことの潜在的な意義は大きい。上海の金融当局者によれば、上海に所在する外資系銀行の業務の5割以上は上海市外での業務である（異地業務に関する制限は課されていない）⁽⁴⁴⁾。将来人民元預金受入れ・借入に関する制限が緩和されれば、上海を越えた華東経済圏の範囲で、外資系銀行と国内銀行の新たな競争・協調が展開する可能性がある。

まとめと展望

1970年代末に開始され、80年代半ばに本格化した国有銀行の市場化は、銀行に資源配分上主体的な役割を果たさせるという点で、かなりの成果を挙げてきたといえる。銀行は収益性とリスクを重視して融資を配分するよう

なっており、また銀行の行動は国有企業を規律づける役割を果たしはじめている。成長する非専業銀行系商業銀行との競争も、国有銀行の効率性改善に貢献している。

他方、主要な借り手である国有企業の改革に抜本的な進展がみられないかぎり、国有銀行の市場化は一定の制約の下におかれざるをえない。国有企業一般と同様に国有銀行も国家全額出資であるかぎり、最終的な経営責任は国家に帰属する。国有銀行の改革は、将来的には資本所有の多元化への途を模索する必要に迫られることになるだろう。

銀行部門の対外開放は近年急速に進展しつつあるものの、国内銀行部門に対するインパクトはまだ限られている。上海浦東の外銀支店に対する人民元業務の認可は、今後国内銀行と外資系銀行の協調と競争が活発化する契機になるだろう。また、1996年には建設銀行とモルガン・スタンレーの合弁により中国初の合弁投資銀行である中国国际金融有限公司が設立されるなど、新しい協調の動きもみられる。国有商業銀行が当面直面する制約を考慮すると、外銀との競争・協調は主として非専業銀行系銀行や地銀で活発化する可能性がある。

注(1) 本書の共通テーマである外資導入は直接金融分野では端緒についたばかりであることなどのため、本章では間接金融のみを扱った。また、既存研究との重複を避けるため国有銀行の改革に重点をおいた。中国の金融改革を包括的に扱った最近の論文には、渡辺真理子「金融改革は成し遂げられるか」（日中ビジネス問題研究会編『対中ビジネス成功九つの鍵』ビジネスガイド1994年11月臨時増刊号）／柯隆「市場経済化を目指す中国の金融制度改革」（『総研調査』〈長銀総合研究所〉No.52, 1996年4月）および、川西宏幸・下元豊『中国の金融制度改革』日興リサーチセンター、1997年などがある。

- (2) 詹向陽・姜維俊・紀福星『走向商業銀行——中国専業銀行転制実務』成都、西南財經大学出版社、1996年、283ページ。
- (3) 中国では設備投資を技術改造投資、基本建設投資の二つの区分に分ける。既存の設備に追加投資を加えて効率の向上をはかる投資は前者、設備を拡張

して生産能力の外延的な増大をはかる投資は後者に分類される。計画経済期にはいざれも財政からの無償資金供与によりまかれていた。

- (4) 「中国人民銀行關於國營企業流動資金改由人民銀行統一管理的報告」(國家計画委員会編『1977-1986 重要経済法規資料選編』北京, 中国統計出版社, 1986年) 824~828ページ。本文中の数値もこの報告に掲げられている。
- (5) 戴闇辰「宏觀指標選択与“双軌金融罩衣”」(劉国光他編『1996年中国経済形勢分析与予測(経済藍皮書)』北京, 中国社会科学出版社, 1995年) 43ページ。
- (6) 税引き前利潤からの元金支払いは, 1993年の税制改革により撤廃された。
- (7) 張亦春主編『中国金融改革沈思録』北京, 中国社会科学出版社, 1994年, 13~18ページ。近年国有企业の重債務問題が深刻化するに及んで, 再び同様の規定が発出されるにいたっている。
- (8) この時期の専業銀行改革は利潤追求の主体としての銀行の性格を明確にしておらず, 経営の独立性の実現という表現をとったので, 「企業化」として1993年以降の「商業化」とは区別される。
- (9) 同年6月に工商銀行は, 融資にあたって収益性・信用度の高い企業を優先し, 経営状態が悪く信用度の低い企業には融資を供与しないという方針を打ち出した(張『中国金融改革……』5ページ)。
- (10) 具体的には同条例では, 中央銀行を含む金融機関全体の業務が「経済の発展, 通貨の安定, 社会的・経済的収益の増大を目標としなければならない」と規定し, また専業銀行の職責の一つとして「国家の政策と国家の計画に準拠して企業に対する融資を決定すること」とも規定していた。
- (11) 張『中国金融改革……』122ページおよび205~213ページ。
- (12) 非専業銀行の商業銀行の先駆けとして交通銀行の発展の意義は大きかったが, 銀行部門の改革モデルとしては, 必ずしも期待どおりの成果を挙げなかった。営業を開始した1987年以降, マクロ経済の不安定が表面化し引締めが強化されるとともに, 交通銀行に対しても融資枠管理が導入され, 資産負債比率管理は大幅に後退を余儀なくされた。分行に大幅な自主権を与える組織形態は専業銀行にない経営の柔軟性を交通銀行に与えたが, 同時に出資者たる地方政府の介入の余地を残した(94年には分行の法人格を廃し, 単一法人制に転換した)。交通銀行の設立案の策定に参加したあるエコノミストによれば, 当初銀行部門の改革のモデルたることを目指したにもかかわらず, 結果として交通銀行は「半専業銀行」的な存在となってしまったという(国务院発展研究中心関係者に対する聞き取り, 1997年1月16日)。
- (13) 設立当初は招商局集團有限公司の全額出資だったが, 1989年に各方面からの出資を受け入れた(金大建他編『中国商業銀行発展探索』上海, 華東師範大学出版社, 10ページ)。

- (14) 当時設立された商業銀行のうち当初は交通銀行、中信実業銀行のみが全国銀行であり、他はいずれも営業範囲に地理的な限定を課されていた。その後規制が緩和され、近年は多くの地方銀行が全国展開を目指す傾向にあり、地銀的性格を脱却しあげてきている。
- (15) 「専業銀行の企業化管理改革が実質的な進展を納めるまでは、現行の体制のもとで、専業銀行の融資傾向と行為は地方政府の影響を受けざるをえず、政策的な指示を受けた融資行為は根絶しがたい」(鐘成勲他編『地方政府投資行為研究』北京、中国財政経済出版社、1993年、20~21ページ)。本章筆者が銀行の地方分行関係者、地方政府の経済部門関係者に対して行った聞き取り調査でも、1980年代には銀行融資に関する銀行の自主性は非常に限られたものだったという回答を得た(中国工商銀行河南省安陽市分行関係者に対する聞き取り、1996年3月20日。および遼寧省瀋陽市計画委員会関係者に対する聞き取り、96年4月1日)。
- (16) 中国銀行は会計項目の問題のため、1980年代についてはオーバー・ローンの規模が確認できない。あるいは香港の中銀集団など収益性の高い海外の関連企業を擁する中国銀行は、財務構造上他の3行との差が大きいのかもしれない。
- (17) 高い準備率は、政策当局が専業銀行間・地域間の資金需給不均衡を調整しやすくすることを主な目的とするものであった。
- (18) オーバー・ローンの要因については、詹、姜、紀『走向商業銀行……』284~285ページ、および黄鑑暉『中国銀行業史』太原、山西大学出版社、1992年、47~48ページを参照。
- (19) 謝平『中国金融制度的選択』上海、上海遠東出版社、1996年、11~12ページ。
- (20) 武捷思『中国国有商業銀行行為研究』北京、中国金融出版社、1996年、112~113ページ。
- (21) 人民銀行の市中銀行向け融資の7割は、人民銀行省レベル分行から専業銀行省レベル分行に対して実施されていた。また、融資枠の7%程度は省レベル分行の裁量により配分されていた(吳曉靈「從“混乱”中突破：経済市場化対金融体制的挑戦」[『中国改革与発展報告』専家組『中国改革与発展報告(1992-1993)——新的突破与新的挑戦』北京、中国財政経済出版社、第7章] 115~116ページ)。
- (22) 同上論文、116ページ。
- (23) 謝平『中国金融……』9~10ページ。
- (24) 1997年末に人民銀行は、98年以降国有商業銀行の融資規模管理を資産負債比率管理に切り替えることを正式決定した(『日本経済新聞』1997年12月26日、第14版)。

- (25) 謝衛他編『改革・増長・商業銀行』北京, 中国金融出版社, 1996年, 239ページ。
- (26) 1996年3月から5月にかけて, 北京市, 上海市, 河南省安陽市, 四川省成都市, 遼寧省瀋陽市などで地方政府関係者, 国有銀行関係者, 国有企業関係者を対象に聞き取りを行った。
- (27) 吉林省, 湖南省, 四川省, 江蘇省で各200社の国有企業を調査した。詳細については海外経済協力基金開発援助研究所刊行の『開発援助研究』1998年4月号を参照のこと。
- (28) 1995年9月に筆者を含むアジア経済研究所の調査グループが行った直轄市・省レベルの産業政策に関する調査では, 訪問した天津, 河北, 河南, 山西の計画委員会関係者はいずれも, 地方産業政策の手段としては国有銀行の融資の誘導が最も重要であると述べている。この問題については, 今井健一「資金配分への行政介入——投資・融資の自主権への制約」(『開発援助研究』1998年4月号)を参照のこと。
- (29) 国有商業銀行の不良債権比率は断片的な情報が伝わるのみであるが, 最も低い説では融資残高の2割, 最も高い説では4割程度とされている。もっともこの不良債権は国有商業銀行自身の融資行為の問題により生じたものも相当含まれているとみられ, どれだけが政策的・準政策的融資によるものかは不明である。
- (30) ただし南洋商業銀行は中国銀行グループに属する香港中銀集団のメンバーであり, その意味でいわゆる中中投資に属する。
- (31) 1995年には国務院は, 北京の他に成都, 昆明など11の内陸都市で外資系金融機関の設立を容認した。これにより外資系金融機関の設立許可地点は24都市となった(中国金融学会編『中国金融年鑑1996』北京, 中国金融年鑑編輯部, 1996年, 136ページ)。
- (32) これ以前には1985年に国務院により「經濟特区外資銀行・中外外資銀行管理条例」, 90年に人民銀行により「上海外資金融機構, 中外合資金融機構管理条例」が制定されている(共に94年の「管理条例」施行により廃止)。
- (33) ある日系銀行の上海支店の例では, 規定により認められる預金枠に対する実績額は6割強にとどまっている。支店関係者によれば, 同支店は他の日系銀行と比較して預金枠の利用度が高いほうに属するということだった(同支店関係者に対する聞き取り, 1997年1月21日)。
- (34) 1994年の「管理条例」(第19条)は以下の範囲での外貨預金業務を認めている。(1)国内外金融機関の預金。(2)国外非金融機関の預金。(3)国内居住外国人の預金。(4)華僑・香港・マカオ・台湾人の預金。(5)外資系企業の預金。(6)外資系金融機関が非外資系企業に対して融資を実施した場合の融資資金の預金。(7)認可を経たその他の預金。

- (35) 1995 年時点で中国銀行の外貨預金は 294 億 1000 万ドル、うち家計預金は 137 億 8000 万ドルに達している。中国銀行は国内外貨預金の半分程度のシェアを有する (『中国金融年鑑 1996』 78 ページ)。
- (36) 上記の「経済特区外資銀行・中外外資銀行管理条例」および同条例に付随する「關於經濟特区外資銀行，中外合資銀行業務管理的若干暫行規定」(經濟特区の外資系銀行業務管理に関する若干の暫定的規定、1987 年人民銀行公布) では、外資系銀行に対して限られた範囲での人民元業務を認めていた。これらの規定がどの程度実際に適用されていたかは不明である。
- (37) 国内企業でも H 株 (香港証券取引所上場株) や B 株を発行している企業の場合は、規定上は外資系企業と同様に事後報告のみで外銀からの借入が認められているが、実際には一般的な国内企業と同様認可が要求されることがある (日系銀行関係者に対する聞き取り、1997 年 1 月)。
- (38) 1995 年末時点で外銀 (事務所・支店・合弁銀行・外資全額出資銀行) 進出件数 603 件のうち、日本は 151 件、香港は 80 件であった。(『中国金融年鑑 1996』 563 ページ)
- (39) 同上書、42 ページ。
- (40) 中谷敬二他「1996 年度海外直接投資アンケート調査結果報告」(『海外投資研究所報』[日本輸出入銀行海外投資研究所] 第 23 卷第 1 号、1997 年 1 月)。
- (41) 同上報告、11 ページ。
- (42) 『中国金融年鑑 1996』 136 ページより計算。
- (43) ただし日系銀行関係者によれば、上海では金融当局の柔軟な対応により認められるケースもある模様である。
- (44) 人民銀行関係者に対する聞き取り、1997 年 1 月 20 日。